

平成 26 年 10 月 1 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市補助金等審議会

会長

山 12 今朝勝

平成 26 年度補助金等の適正化について（答申）

平成 26 年 6 月 2 日付け流財調第 114 号で諮問のあったこのことについて、別添のとおり答申します。

答 申

「平成 26 年度補助金等の適正化」について

平成 26 年 10 月 1 日

流山市補助金等審議会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1～2
1. 補助金等の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3
2. 審査対象補助金等、審査日程及び判断基準等・・・・・・・・	4～5
3. 審査対象補助金等の審査結果・・・・・・・・	5～20
(表 1) 平成 26 年度「ヒアリング対象補助金等」に対する評価一覧	
(表 2) 平成 26 年度「ヒアリング対象外補助金等」に対する評価一覧	
4. 補助金等のあり方及び改善点等について・・・・・・・・	21～23
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・	23

はじめに

平成 16 年 8 月に設置された「流山市補助金等審議会」（以下「本審議会」という。）も、平成 26 年 6 月より第 4 期目（平成 26 年 6 月～平成 29 年 5 月）を迎えました。

振り返りますと、第 1 期目の本審議会が、平成 16 年 12 月に「平成 17 年度の補助金制度の見直しについて」と題する緊急提言を行い、特に問題があると思われた既存補助金の削減又は廃止を申し入れ、さらに平成 17 年 5 月には「流山市補助金制度見直し及び補助金の適正化について」答申し、ここで「今後の補助金のあり方」として①すべての補助金は公募制とする②補助対象経費は、運営に対する経費は含まず、事業経費の 2 分の 1 以下とする。③サンセット方式の設定④情報公開⑤審査・評価基準の策定、といった方針を示しました。

流山市では、この答申を受け、補助金制度の見直しを行い、「流山市補助金等適正化システム」（以下「適正化システム」という。）を構築、これに基づきすべての補助金等を対象に「補助金等適正化実行プラン」（以下「実行プラン」という。）を策定し、補助金等の適正化を図ってまいりました。

以降、第 2 期及び第 3 期の本審議会は、基本的にこの「適正化システム」に基づき策定された「実行プラン」を基に、本審議会委員と市関係部局との度重なる真摯な議論・検討を加え、各補助金等の適正化について意見を申し上げてまいりました。

この間の我が国の社会経済情勢は、依然として景気の低迷が続き、その中で平成 23 年には未曾有の大災害となった東日本大震災が発生するなど大変厳しい状況が続きました。その後、平成 24 年に再度の政権交代で安倍政権が発足し、長年のデフレ脱却等に向けた経済政策（“アベノミクス”）の効果からか、消費、雇用、株価、賃金などの指標が上昇し、さらには「2020 年の東京五輪の招致決定」が加わるなど景気回復の兆しが見えてまいりました。

今後においても、持続的な経済成長が望まれるところではありますが、現状はというと、景気回復の地方への浸透は緩やかであるといわれていますし、事前予測では、本年 4 月の消費税率引き上げの景気に与える影響はさほど大きくないといわれていましたが、直近（4～6 月期）の実質国内総生産（GDP）に大きな落ち込みがみられるなど景気回復への不透明感もでています。また、先行きを見ましても、国内的には来年 10 月からの消費税の再引き上げ（予定）の与える影響、国際面では世界各地、特に中東地域での紛争による政情不安が世界経済に与える影響等々、我が国経済にとっては予断を許さない状況が続いていくものと思われます。

一方で、我が国の財政状況に目を転じますと、国・地方合わせての長期債務残高はすでに 1,000 兆円を超え、さらにその額は年々増加の一途をたどっており、依然として国・地方の厳しい財政状況は続いていくものと思います。

したがって、流山市においても、これまで以上に不断の行財政改革が必要であり、特にその中の一つである各種補助金等についても常に精査し、その適正交付に努めていかなければならないことは言を俟たないところです。

今般、本審議会に対し、流山市長から、「平成 26 年度補助金等の適正化について」諮問がありました。

本審議会は、先に述べた考え方及び前三期における審議等を踏まえ、平成 24 年度

から平成 26 年度を内容とする「実行プラン」等を基に、委員 7 名が市関係部局と真摯に議論をし、検討を加え、審査・評価を行いました。

その内容は、以下のとおりです。

1. 補助金等の現状

流山市の補助金等の推移は以下のとおりですが、平成 26 年度一般会計当初予算額で見えますと、前年度に比し、件数は 120 件とほぼ横ばいながら、金額では 30 億 9 百万円（対前年度約 14 億円増）と大きく増加し、一般会計総額の約 6%を占めております。

(1) 補助金等の件数及び総額の推移（一般会計・当初予算ベース）

区 分 年 度	①一般会計 予 算 額 (百万円)	うち補助金等予算額		割合 (③/①) (%)
		② 件 数	③ 予算額 (百万円)	
平成 19 年度	35,390	117	1,059	2.99
平成 20 年度	38,849	121	1,111	2.86
平成 21 年度	38,735	123	1,254	3.24
平成 22 年度	40,159	128	1,547	3.85
平成 23 年度	41,998	125	1,544	3.68
平成 24 年度	44,202	121	1,719	3.89
平成 25 年度	49,846	119	1,616	3.24
平成 26 年度	50,289	120	3,009	5.98

(2) 「市単独補助金等」及び「国・県補助金等」の推移（一般会計・当初予算ベース）

区 分 年 度	①一般会計 予 算 額 (百万円)	補助金等予算額内訳					
		市単独補助金等			国・県補助金等		
		件数	② 予算額 (百万円)	②/① (%)	件数	③ 予算額 (百万円)	③/① (%)
平成 19 年度	35,390	94	522	1.48	23	537	1.52
平成 20 年度	38,849	95	536	1.38	26	575	1.48
平成 21 年度	38,735	94	563	1.45	29	691	1.78
平成 22 年度	40,159	96	521	1.30	32	1,025	2.55
平成 23 年度	41,998	95	522	1.24	30	1,022	2.43
平成 24 年度	44,202	95	591	1.34	26	1,128	2.55
平成 25 年度	49,846	89	576	1.16	30	1,040	2.09
平成 26 年度	50,289	90	524	1.04	30	2,485	4.94

上記 (1)、(2) において、平成 26 年度の「補助金等予算額」((1)－③欄) 及び「国・県補助金等予算額」((2)－③欄) が前年度に比し大幅な増額となっていますが、これは、本年度からの消費税率引き上げに伴い、暫定的かつ臨時的な給付措置（平成 26

年度単年度事業)として実施される、「臨時福祉給付金(645百万円)」及び「子育て世帯臨時特例給付金(200百万円)」(いずれも補助率10分の10)が計上されたこと、また、「待機児童解消等のための私立保育所の運営及び整備に係る経費」が増額(554百万円)となったことがその主な要因となっています。

したがって、これを除く平成26年度の「市単独の補助金等予算額」((2)－②欄)は、前年度に比し減額となっています。

また、このほかに、一般会計で6月補正予算に計上された補助金等が3件58百万円(いずれも国・県補助金等)と特別会計の補助金等が5件48百万円(うち市単独3件45百万円、国・県補助金等2件3百万円)あることから、平成26年度における流山市の補助金等は、市単独補助金等が93件569百万円、国・県補助金等が35件2,546百万円の合計128件3,115百万円となっています。

(3) 平成26年度における補助金等の経過年数別内訳

区 分 経過年数	一般会計		特別会計		合 計	
	件 数	うち 国・県補助	件 数	うち 国・県補助	件 数	うち 国・県補助
～4年	20	(8)			20	(8)
5年～9年	30	(15)	2	(2)	32	(17)
10年～19年	19	(2)	1		20	(2)
20年～29年	25	(6)	2		27	(6)
30年～39年	18	(1)			18	(1)
40年～49年	8				8	
50年以上	3	(1)			3	(1)
計	123	(33)	5	(2)	128	(35)

(4) 平成26年度における補助金等予算規模別内訳

区 分 予算額	一般会計		特別会計		合 計	
	件 数	うち 国・県補助	件 数	うち 国・県補助	件 数	うち 国・県補助
～200千円	19	(2)	1		20	(2)
～500千円	26	(6)			26	(6)
～1,000千円	12	(4)			12	(4)
～3,000千円	21	(4)	2	(2)	23	(6)
～5,000千円	12	(2)	1		13	(2)
～10,000千円	10	(4)			10	(4)
～30,000千円	12	(3)			12	(3)
～70,000千円	5	(3)	1		6	(3)
1億円～3億円	3	(2)			3	(2)
5億円 以上	3	(3)			3	(3)
計	123	(33)	5	(2)	128	(35)

2. 審査対象補助金等、審査日程及び判断基準等

今回の諮問は、平成 26 年度が、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年を期間とした「実行プラン」の最終年度となることから、平成 26 年度既存補助金等の適正化について本審議会の意見を求められたものであります。

したがって、これを受けての審査対象補助金等の範囲及び審査日程並びに審査の判断基準等については以下のとおりとしました。

(1) 審査対象補助金等

平成 26 年度補助金等 128 件（一般会計 123 件、特別会計 5 件）のうち、国・県の補助金等を伴うものについては審査対象外とし、その他の流山市単独補助金等 93 件（一般会計 90 件、特別会計 3 件）を対象として審査・評価を行いました。

(1－(2) 参照)

さらに、審査対象とした本市単独補助金等のうち、審査を行う上で、実行プラン等について担当部局へ確認等をする必要があると判断したものを「ヒアリング対象補助金等」（以下、「対象補助金等」という。）に、それ以外を「ヒアリング対象外補助金等」（以下、「対象外補助金等」という。）として分けて審査をいたしました。

(2) 審査日程

日 程	内 容	備 考
6 月 25 日 (水)	「今後の審査日程」、「審査すべき補助金等の選定」、及び「対象・対象外補助金等の選定」並びに「判断基準」及び「総合評価区分」を決定	
7 月 2 日 (水)	各部局よりヒアリング	(対象 7 件)
7 月 9 日 (水)	同 上	(" 7 件)
7 月 16 日 (水)	同 上	(" 6 件)
7 月 23 日 (水)	同 上	(" 6 件)
7 月 30 日 (水)	同 上	(" 16 件)
8 月 20 日 (水)	「対象補助金等」について審査・評価	
8 月 27 日 (水)	「対象外補助金等」について審査・評価	
9 月 3 日 (水)	「対象補助金等」に係る「総合評価」を決定	
9 月 10 日 (水)	「対象外補助金等」に係る「総合評価」を決定	
9 月 17 日 (水)	「答申書」について協議	
9 月 24 日 (水)	「答申書」を決定	
10 月 1 日 (水)	市長へ答申	

(3) 判断基準及び総合評価区分

審査の判断に当たっては、次表の「判断基準」に基づき、個別補助金等ごとに審査・評価し、「総合評価」を行いました。

(判断基準)

審 査 項 目		判 断 基 準
公益性	・市の政策目的に合致している ・市民の福祉の向上に役立っている。	・市の政策目的に沿い、公共性があるか。 ・市民の福祉の向上に役立ち、公益性があるか。
公平性	・事業の効果が広い範囲に及ぶものであって、特定の団体・個人に特権的恩恵を与えるものでない。	・公平に市民に利益をもたらすものなのか ・長期にわたり交付し、補助事業がマンネリ化、既得権化していないか。 ・同種・類似の事業に対し、補助金交付に不公平感はあるか。
必要性	・補助対象事業の活動内容が、市民ニーズに沿っている。	・市民が望んでいる事業か。 ・継続事業に対しては、時代のニーズの変化に対応しているか。 ・事業を継続する今日的意義があるか。 ・自助努力でやれる事業ではないか。
効 果	・事業活動に効果があり、補助金の意義が認められる。	・補助事業の目的に照らし、その効果が十分に現れているか。 ・ムダ使いが無く、費用対効果が適切であるか。
適切性	・事業活動が計画に基づいて行われ、会計処理等が適切に行われている。	・事業活動の実績報告が適切に行われているか。 ・会計処理が適切に行われているか。補助目的から外れていないか。 ・補助金のみに依存することなく、団体に自立性がはかられているか。

(総合評価区分)

本審議会においては、平成 20 年度以降、既存補助金等及び新規増額等補助金等に係る「総合評価区分」について、三段階（A、B、C）での評価を行ってまいりましたが、その後、「平成 25 年度新規増額等補助金等」に係る審査において、これを細分化し、四段階（A、B、C、D）での評価に変更いたしました。

今回もこれを踏襲し、次のとおり四段階での評価としました。

今回の総合評価区分		【参考】	変更前の総合評価区分
A 評価	妥当なもの	A 評価	継 続
B 評価	おおむね妥当なもの	B 評価	改善の余地、見直しがある
C 評価	検討を要するもの	C 評価	廃 止
D 評価	不認可とすべきもの		

3. 審査対象補助金等の審査結果

審査の結果、「総合評価区分」は次のとおりとなりました。

- ・A 評価（ 妥 当 な も の ）； 53 件
- ・B 評価（おおむね妥当なもの）； 38 件
- ・C 評価（検討を要するもの）； 2 件
- ・D 評価（不認可とすべきもの）； 0 件

なお、個別補助金等に係る評価内容については、「表 1」（「ヒアリング対象補助金等」に対する評価一覧）及び「表 2」（「ヒアリング対象外補助金等」に対する評価一覧）のとおりです。

【表 1】平成 26 年度「ヒアリング対象補助金等」に対する評価一覧

(注)総合評価 区分について

- ・補助金等審査の判断基準における「総合評価」区分については、平成 24 年度第 3 回補助金等審議会(平成 24 年 11 月 13 日開催)において、従来の 3 段階区分から 4 段階区分に変更された。
なお、それぞれの区分の内容は下表のとおりである。
- ・本評価一覧表における「総合評価」の記載にあたっては、
 - 1) 今回の評価(平成 26 年度答申)は、4 段階評価区分で、2) 過去 2 回の評価(平成 20 年度及び平成 23 年度答申)は、3 段階評価区分で、表示した。

(表)「補助金等審査の判断基準」における総合評価区分

今回の区分	A 妥当なもの	B おおむね妥当なもの	C 検討を要するもの	D 不認可とすべきもの
変更前の区分	A 継続	B 改善の余地、見直しの必要がある	C 廃止	

番号	補助金等名称	創設 年度	経過 年数 (年)	補助金等予算額			補助金等の趣旨・目的	総合 評価	評 価 内 容 (今回)		過去2回の 総合評価	
				平成25年度 (千円)	平成26年度 (千円)	増△減額 (千円)			評 価	コ メ ン ト	総合評価	
											20年	23年
2	職員互助会補助金	平 4	22	5,000	5,000	0	流山市職員で構成する「職員互助会」が、会員相互共済と福利増進を図ることを目的として行う、職員の福利厚生等のための事業実施に対する補助。	C	職員の福祉、健康管理・増進の必要性は理解できるが、厳しい本市財政状況の現下にあつては事業内容等について時勢に見合った改善をする等の検討が必要である。		B	B
4	市民まつり事業費補助金	昭 53	36	3,000	3,000	0	市民相互の連帯とふるさと意識の高揚をはかるための「市民まつり」事業に対する補助。	B	本市のイベント行事として地域活性化に寄与していることは認められるが、補助は長期・固定化にある。行政に依存しない組織・事業づくりに向けて一層の改善の必要がある。		B	B
6	自治会館維持管理費補助金	昭 56	33	7,360	7,360	0	地域コミュニティ活動を促進するための集会施設である自治会館の維持管理に要する経費補助。	A	妥当である。 (以下、評価「A」のコメントは同じ。)		B	A
7	自治会館維持管理費（大規模修繕・冷暖房機器設置）補助金	昭 56	33	4,060	4,110	50	地域コミュニティ活動を促進するための集会施設である自治会館の大規模修繕及び冷暖房機器設置に要する経費補助。	A			B	A
8	流山市民活動団体公益事業補助金	平 18	8	3,000	3,000	0	流山市の目指す「協働まちづくり」を担う市民活動団体が、自発的に行おうとする市民事業提案で公益性が高いと認められた事業活動に対する補助。	A			A	A

13	社会福祉協議会事業費補助金	昭42	47	49,986	27,108	△22,878	地域で暮らす人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を実施している「社会福祉協議会」の活動内容は、行政に関連するものが多いことから、同協議会の行う各事業費及び運営費を補助し、地域福祉の推進を図る。	B	協議会事業の意義、その活動実績等は十分認められる。また、これまでの各方面からの意見等を真摯に受けとめ内部留保金の取り崩しをはじめとして大幅な人件費の見直しに努める等、各事業への改善・改革の実績はうかがえ一定の評価はできる。しかし、社会福祉法人といえども自立が原則であり、これからも事業内容等について不断に見直し自主自立化への改善を期待する。	B	B
20	心身障害者一時介護料助成金	平7	19	1,902	2,870	968	在宅心身障害者（児）を介護している保護者が疾病等の理由により家庭内での介護が困難となり、一時的に有料で介護を依頼した場合にその介護費用等を助成することで、在宅心身障害者（児）及び介護者の精神的、肉体的負担及び経済的負担の軽減を図る。	A		A	A
23	身体障害者福祉会補助金	昭49	40	387	387	0	市内に居住する身体障害者で組織する「流山市身体障害者福祉会」の運営費を補助することで、同会の運営の安定化を図り、もって身体障害者の社会参加を促進する。	B	身体障害者が広く社会に参加するという必要性は理解できるが、長期の補助となっており事業の固定化、マンネリ化は指摘されるところである。事業収入の増加などを含め引き続き改善努力を期待する。	B	B
24	手をつなぐ親の会補助金	昭46	43	120	120	0	「手をつなぐ親の会」が行う運営費を補助することで、同会の運営の安定化を図り、もって心身障害者（児）の福祉の向上を図る。	B	心身障害児（者）の人権を守るための「親の会」の活動の意義、必要性は認められるが、長期の補助となっていること、また、目立った改善・改革もみられないことから固定化、マンネリ化が指摘されるところである。事業収入の増加などを含め引き続き改善努力を期待する。	B	B
28	障害者支援施設等通所交通費助成金	平19	7	3,524	4,661	1,137	心身障害者福祉作業所、心身障害者小規模福祉作業所及び精神障害者共同作業所等に通う障害者に交通費の一部を助成することで、障害者の就労意欲や自立意欲を向上させ、もって一層の社会参加を促す。	A		A	A
37	民間知的障害者支援施設運営費補助金	平4	22	15,000	15,000	0	市内にある社会福祉法人「まほろばの里」が運営する知的障害児（者）の通所施設「つづじ園」、「コスモス」、「まほろば」、「かたぐるま」、「いこい」の事業費の一部を補助することで、その経営の安定を図り、もって障害者の福祉の増進を図る。	A	市内唯一の重度知的障害者の受け入れ施設の運営費の助成であり妥当である。ただし、社会福祉法人といえども自立は基本であり、これからも自前収入増加策等により自立化への改善を要望する。	—	—
39	シルバー人材センター補助金	昭58	31	8,800	8,800	0	働く機会を得たい、社会に役立つ仕事がしたいという健康で働く意欲のある定年退職者等に対し、これまでの豊富な知識、経験、技能を活かして働ける	A	高齢者の増加、年金受給年齢の引き上げ等により、高齢者の生きがいづくり、就業支援の必要性が高まっていることは理解できる。しかし、シル	B	—

							場を提供するシルバー人材センター事業に対する補助。						バー人材センター事業自体の拡充・強化を図り、自助努力による自立化へ向けた改善・努力を要望する。		
50	私立保育所整備費補助金 (賃貸物件市単独補助金)	平 25	1	0	14,478	14,478	保育所の整備に当たり、土地の確保に困難さを伴う本市の現状から、マンション等の一部を利用した賃貸物件による保育所整備は有効な手段であることから、財源である千葉県の「安心子ども基金」の動向が不確定な中でも、当該基金の補助相当分を市が補助することで、保育所整備が推進され、待機児童の解消を図ることが可能となる。	A	A	ただ、本事業は、その内容から長期補助、高率補助となることが見込まれることから、今後の補助のあり方等について長期的視点に立った検討を要望する。	—	—			
60	再生資源物回収事業奨励金	平 3	23	118,600	118,600	0	地域のリサイクル活動である集団回収事業は、地域コミュニティの形成に役立つとともに、再生資源物の回収を促進し、廃棄物の減量・資源化に有効となり、ごみ収集経費の削減に寄与することとなる。このことから、収集した資源物を回収する市登録再生資源物回収業者に対し、回収量に応じた奨励金を支給。	A				A	A		
61	勤労者互助会補助金	平 3	23	1,800	1,800	0	中小零細企業では、一企業が単独で従業員の福利厚生事業を行うことは困難であることから、市内の中小零細企業の従業員及び事業主の福祉の増進と生活の安定を図ることを目的として組織された「流山市勤労者互助会」の運営費及び事業費の一部を補助し、就業環境の整備・充実と就労意欲の向上を図る。	C		本市中小零細事業所で働く従業員、事業主に対する福利厚生等の必要性は理解できるが、中小零細事業の互助会といえどもその事業経営は本来自助努力が基本であり、対象事業を見直す等の改善が必要である。また長期補助事業の割には加入率が低く、会員増強を図る等財政基盤強化に向けた改善・検討が必要である。		B	B		
64	農林水産業の振興に関する補助金（保全管理水田維持管理事業奨励金）	平 18	8	2,269	2,161	△ 108	多面的な機能を有する農地の適正管理と良好な景観を維持するために、遊休水田の草刈り等を実施した地権者に交付する奨励金。	A		農業にかかる補助金等については、前回、前回における本審議会で「本市の財政状況、農業振興策全体の中での総合的な見直しが見まれる。」と提起したところであるが、各事業の補助金等適正化実行プランで見える限りでは前回評価後3年間では大きな改革・改善の跡は見取れない。 しかし、本市農業の今後のあり方等について、平成 26 年 2 月に改定された「流山市農業振興基本指針」で一定の方向が示されたので、本審議会は、今回提示のあった農業関連の補助事業については、今後は本基本指針に基づいて各事業が実施されるものと理解し、中でも、N064.「保全管理水田維持管理事業奨励金」、No77.「土地改良施設維持管理費補助金」、N072.「農業生産法人設立事業」、N074.「米飯給食における地産地消の推進事		B	B		

72	農業生産法人設立事業補助金	平 25	1	100	100	0	農業の高齢化や後継者不足という課題から、農業は今後より厳しい状況となるが、その課題解消に「農業生産法人」が注目されている。このことから産業としての農業の自立を図るため、農業生産法人化を目指す先導的な農業者を支援するとともに法人設立費用（手数料等）を助成。	A	同上。	—	B
73	農林水産業の振興に関する補助金（エコ農業推進事業）	平 21	5	1,340	1,200	△ 140	環境にやさしい農業の向上に資するため、減農薬、減化学肥料と有機農業の推進を図り、エコ農業に取り組む生産者に対して助成することで安全・安心な農産物の供給に寄与する。	B	同上。	—	B
74	農林水産業の振興に関する補助金（米飯給食における地産地消の推進事業）	平 22	4	11,040	11,040	0	学校給食に流山産米を供給し、地元産米に切り替えることで、児童生徒に対して食への関心と安心・安全性を図り、流山産米の普及に努める。このため、学校給食米に提供する市内農家に JA 米買取価格と自主流通米価格との差額を補填し、地元産の学校給食米を確保する。	A	同上。	—	A
75	農林水産業の振興に関する補助金（流山市園芸団体連合会）	平 13	13	371	371	0	市内農家が加入している全 15 出荷組合等で構成される「連合会」の事業活動に対し助成することで、多面的機能を有する良好な農地の保全と、個々の農家の農業経営の安定化に寄与する。	B	同上。	B	B
76	農林水産業の振興に関する補助金（高品質農産物生産事業費）	平 18	8	4,103	3,400	△ 703	高品質な農産物の生産と環境にやさしい農業を推進するため、水稻の育苗箱施用薬剤、土壌消毒、葱赤錆病等の病害虫防除の薬剤購入を補助すること、高品質な農産物の生産と、農業経営の安定化に寄与する。	B	同上。	B	B
77	土地改良施設維持管理費補助金	昭 63	26	3,107	820	△ 2,287	各土地改良区が実施する「施設の維持管理」等の事業費の一部を助成することで、水田の健全な保全を促進し、生産性を高めるとともに、市民生活の安全確保や地球環境の保全に寄与する。	A	同上。	B	B
78	中小企業資金融資利子補給金	昭 43	46	17,293	16,902	△ 391	中小企業資金融資の貸付者に対し、借入利息の一部を助成することで、中小企業事業者の負担の軽減と経営の安定に寄与し、市内中小企業者の育成と振興を図る。	A	利子負担軽減により本市中小零細企業の経営安定化に寄与していることは認められる。しかし、中小零細企業といえども経営基盤の強化策は企業の自助努力が基本であり、利子補給率等の圧縮に向けて産業振興策全体の中で継続しての見直しは必要である。	B	B

81	流山商工会議所事業補助金	平 22	4	7,500	7,500	0	本市の総合的な経済発達の中心的役割を果たす商工会議所の行う事業活動（経営相談、各種研修会、後援会の開催等）に対し、その一部を補助し、市内商工業等の振興に寄与する。	B	本市地域経済振興の担い手として商工会議所の果たす役割等については理解できるが、商工会議所運営は本来自立が基本である。補助金に頼らない事業運営に向けて、会員増強や事業内容の見直し等により自主財源強化策等事業基盤強化への改善を要望する。	(B) 商工会補助	B
85	ふるさと産品協会事業補助金	平 1	25	400	400	0	「ふるさと産品協会」は、郷土流山の土産品としてふさわしい、ふるさと産品の発掘及び推奨をはじめ、普及及び宣伝活動を通じて地場産業の発展及び市民のふるさと意識の高揚に寄与している。その事業活動に対する補助。	B	本市における「ふるさと特産品」の掘起、宣伝・普及等による地場産品振興の必要性は理解できる。しかし、一定の改善努力は見られるものの本事業内容は長期補助の割には効果的な新産品の開発・定着化に至っていない印象が強い。今後マーンネリ化に臨むことなく本市観光振興策等との連携も深めるなど、新たな視点から郷土にふさわしい産品の研究・開発が必要である。	B	B
86	観光協会事業補助金	昭 46	43	350	350	0	流山市の観光振興の中心的役割を果たしている「観光協会」は、観光の開発、施設の整備、観光宣伝、地域活性化事業等を行っており、市の産業文化の向上、市民の福祉の増進に寄与している。その事業活動に対する補助。	A	本市の場合、観光産業が成り立ちにくくいかなか新規事業を取り入れる等一定の改善は認められる。さらに、会員増強、自主事業による財源確保等自主自立に向けての改善・検討は必要である。	B	B
87	流山本町・利根運河ツーリズム推進事業補助金	平 23	3	7,280	6,843	△ 437	魅力的な観光地づくりを目指した事業として、当該地域の既存の建造物を活用した施設や店舗の開設により、観光による交流人口を増やし、観光振興並びに地域の活性化を図るため、賃借料及び改修等に係る経費を助成することで、市民参加及び協働の街づくりを推進し、もって、良質で魅力的な街づくりを実現する。	A		—	A
90	街づくり組織活動費補助金	平 24	2	100	100	0	「流山市街づくり条例」に基づき、良質で魅力的な街づくりを推進することを目的とする市民等の団体（「地区街づくり組織」）が、地区街づくり計画等を作成するために要する経費補助。	B	市民の知識と知恵を活かし良質で魅力的な地域街づくりを推進しようとする本事業の趣旨・目的は理解でき、おおむね妥当といえる。しかし、本事業開始後 2 年間の実績は十分とはいえず、現在進行中の事業のプランをみてもその実効性には少なからず疑義が残る。 本事業が制度倒れとならないよう市担当部の側面的な支援を要望するとともに、さらに本制度の普及に向けて積極的な周知活動等の必要がある。	—	—

95	小中学校特色ある教育活動推進 事業協議会育成助成金	平 12	14	2, 990	2, 990	0	各学校で独自の発想による特色ある教育活動（職業体験、農業生産体験、文化・スポーツ活動、地域との連携活動、部活動）など、幅広い教育活動の実践を支援するための助成金。	B	事業の趣旨・目的等の意義は理解できるが、長期助成の割には、「特色ある教育活動」と称する事業の内容とその成果が今一つ見えないという意見が多くみられた。本協議会の主導により事業成果の検証を明確し、その成果を次の事業に反映する等更なる改善が必要である。	A	B
102	私立幼稚園児補助金	昭 56	33	57, 365	57, 365	0	私立幼稚園に通う園児の保護者の経済的負担の軽減と公立幼稚園との格差是正を図ることで、幼児教育の振興を図るための補助。	A		B	A
104	流山市文化活動事業費補助金	昭 45	44	720	720	0	本市における芸術文化活動の普及と高揚を図るため、「流山市文化協会」の行う各種文化活動事業に対する補助。	B	前回評価後、若干の改善はみられるものの補助は長期にわたっており固定化・マンネリ化は否めない。本市構想にある「文化芸術振興条例」の制定等を契機として財源強化策等自主・自立化に向けた見直し・検討を要望する。	B	B
105	流山市展事業費補助金	昭 54	35	360	360	0	本市の美術活動の普及と高揚を図るために設立した「流山市美術家協会」の事業活動（市民公募の「流山市展」の企画、運営、開催等）に対する補助。	B	事業内容等について数回にわたり見直しを行う等の改善努力はみられるものの、補助は長期にわたっており固定化・マンネリ化は否めない。本市構想にある「文化芸術振興条例」の制定等を契機として財源強化策等自主・自立化に向けた見直し・検討を要望する。	B	B
106	流山市文化祭事業費補助金	昭 54	35	1, 300	1, 300	0	本市における芸術文化等の創作活動を奨励し、その成果を発表する機会と場を提供するために発足した「流山市文化祭実行委員会」の行う事業活動に対する補助。	B	事業内容等について数回にわたり見直しを行う等の改善努力はみられるものの、補助は長期にわたっており固定化・マンネリ化は否めない。本市構想にある「文化芸術振興条例」の制定等を契機として財源強化策等自主・自立化に向けた見直し・検討を要望する。	B	B
109	流山市青少年育成団体連携事業 費補助金	昭 53	36	660	660	0	青少年健全育成に関する様々な課題解決には、一団体の活動のみならず、直接子どもと接して育成活動を行っている団体や、二次的にそれを見守る各種団体などの多様な市民団体が、連携・協力することが必要であり、このために組織された「青少年育成会議」の事業活動に対する補助。	B	青少年の健全育成を図るための活動であり意義は認められるものの、成果は前回同様今一つ見えてこないという意見が多い。運営費の殆どが補助金という極めて特異である上に長期化していることを十分認識され、活動内容についても常に精査されることを要望する。	B	A
116	小中学校体育連盟補助金	平 3	23	2, 700	2, 700	0	小中学校陸上競技大会、小学校ミニバスケ大会など流山市内小中学校の児童・生徒の体力向上やスポーツ技術の向上、競技会、練習会を通して、心身共に健康な児童・生徒の育成を目指す「体育連盟」の事業活動に対する補助。	B	市内小中学校児童生徒を県体育連盟主催の体育大会に出場させるための大会運営負担金に対する補助。本補助金は長期・固定化にあり、また本補助金のみで本事業経費のほぼ全額を賄う運営方法は、県及び県内他市との連携の下で検討・改善されることを要望する。	A	A

118	市民体育大会等事業補助金	昭 35	54	4,000	4,000	0	市民スポーツの普及・振興を目的として、市民体育大会を始めとする各種スポーツ大会や講習会の開催、スポーツ指導員の養成とその普及活動等に取り組んでいる「流山市体育協会」の事業活動に対する補助。	B	B	事業自体の必要性は理解できるが、本市既存補助金の中では最長期間となっている。前回審査以降、若干の見直しはあるものの、依然として固定化、マンネリ化は否めない。事業運営のあり方を含め、自主財源の強化策等についての見直し、検討が必要である。	B	B
123	人間ドック利用助成金	平 7	19	37,338	41,160	3,822	国保被保険者に対する保健事業の一環として、人間ドックを利用する場合に検査に要する費用の一部を助成することで、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。	A	A		A	A
124	はり・きゅう・あんま等施設利用助成金	平 3	23	3,900	3,900	0	国保被保険者に対する保健事業の一環として、末梢神経疾患又は運動器疾患の自覚症状を持つ 60 歳以上の者が、市の指定するあんま、マッサージ等の施設を利用する場合に助成を行うことで、被保険者の健康の保持・増進を図る。	B	A	本助成金は、国保被保険者に対する保健事業の一環として、末梢神経疾患又は運動器疾患の自覚症状を持つ 60 歳以上 75 歳未満の者の健康の保持増進を図るためのものであり、おおむね妥当である。 ただし、本制度は一般会計からの繰入金に大きく頼っている現状にあり、助成にあたっては「人間ドック利用助成金」(補助金番号 123)を含め、より一層適正な運用・改善に努めることを要望する。	A	A

【表2】平成26年度「ヒアリング対象外補助金等」に対する評価一覧

番号	補助金等名称	創設 年度	経過 年数 (年)	補助金等予算額			補助金等の趣旨・目的	総合 評価	評価内容(今回)		過去2回の 総合評価	
				平成25年度 (千円)	平成26年度 (千円)	増△減額 (千円)			評価	コメント	20年	23年
1	政務活動費	平13	13	13,440	12,960	△ 480	市議会議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するために交付される経費。	A	議会の議論に委ねる。		B	B
3	企業立地促進奨励金	平18	8	2,900	9,900	7,000	立地企業に対し、奨励措置を講ずること、企業の立地促進、市民の雇用機会の増大及び市内企業の事業機会の増大を図り、もって本市の産業の振興に寄与する。	A	ただ、本事業による実績等が今一つ見えてこない。実績・効果等の公開が望まれる。		A	A
5	自治会掲示板設置費補助金	平22	4	150	150	0	市民の福祉の向上及び自治会の円滑な運営に寄与するため、自治会が行う掲示板設置に要する経費補助。	A			—	A
9	防犯灯電気料金等補助金	平1	25	56,117	56,682	565	自治会が設置・維持管理する防犯灯の電気料金の一部を補助すること、自治会の負担軽減を図るとともに、夜間犯罪等の発生を未然に防止し、市民生活の安全・安心に寄与する。	A	電気料節約のためにもLED化のさらなる設置推進を要望する。		A	A
10	防犯灯設置費補助金	昭58	31	22,959	22,329	△ 630	自治会が設置・維持管理する防犯灯の設置に要する経費の一部を補助すること、自治会の負担軽減を図るとともに、夜間犯罪等の発生を未然に防止するためのさらなる設置推進が図られ、市民生活の安全・安心に寄与する。	A	電気料節約のためにもLED化のさらなる設置推進を要望する。		A	A
11	防犯灯部品交換費補助金	平23	3	3,100	3,282	182	自治会が設置・維持管理する防犯灯のランプの球切れ等は地域の安全・安心に大きく影響することから、その交換費用の一部を補助すること、自治会の負担軽減を図るとともに、夜間犯罪等の発生を未然に防止し、市民生活の安全・安心に寄与する。	A	電気料節約のためにもLED化のさらなる設置推進を要望する。		—	A
14	重度障害者自動車燃料費助成金	平12	14	13,891	13,316	△ 575	日常生活を営む上で、公共交通を利用することが困難であるため自動車の運行を必要とする障害者に燃料費の一部を助成すること、障害者の社会参加及び自立の促進を図る。	A			A	A
15	福祉保養所利用助成金	昭53	36	60	60	0	要介護認定者、障害者及び介護者が、市が福祉保養所として契約する旅館・ホテル等を利用する場合、その宿泊費の一部を助成すること、障害者等の心身の健康の保持及び社会参加の促進を図る。	A			A	A

16	福祉タクシー利用助成金	昭 57	32	21,856	20,669	△ 1,187	市内に居住する重度障害者が社会活動の範囲の拡大に資するため福祉タクシーを利用する場合、その運賃の一部を助成することで、障害者の在宅福祉の向上を図る。	A	A	A
21	自閉症児者親の会補助金	平 18	8	60	60	0	自閉症児者への支援、育成、自閉症に関する啓発事業等を実施している「自閉症児者親の会」の運営費を補助し、自閉症児者の福祉の増進を図る。	B	A	A
22	障害者福祉ボランティア団体補助金	平 12	14	113	113	0	点訳奉仕会、手話サークル等の奉仕活動を通して視覚障害者及び聴覚障害者の自立と社会参加を支援するための奉仕活動を行う団体に対する活動費補助。	B	A	A
25	デフ協会補助金	平 17	9	200	200	0	「デフ協会」が行う啓発活動、聴力障害者間の相談事業、社会参加促進などの事業運営を補助することで、同会の運営の安定化を図り、もって聴力障害者の社会参加や情報交換を推進し、福祉の向上を図る。	B	B	A
26	身体障害者住宅改造費助成金	平 7	19	600	600	0	身体障害者又は当該身体障害者の主たる扶養義務者が、障害者の住宅として適応させるべく住宅の改造を行った場合、その改造に要した費用の一部を助成することで、身体障害者及びその家族の日常生活の利便の向上と自立の促進を図る。	A	A	A
31	複合サービス利用助成金	平 18	8	120	120	0	障害者（児）の保護者が障害者自立促進法に基づく障害者福祉サービス等を利用したときに生じる自己負担の一部を助成することで、利用者の負担軽減を図る。	A	A	A
35	就労支援施設利用者負担助成金	平 19	7	360	427	67	「障害者総合支援法」により、就労支援施設利用者の原則 1 割負担が発生することに伴う就労意欲の減退を防止することを目的とした助成で、このことにより障害者及びその家族の負担を軽減するとともに障害者の自立の促進を図る。	A	—	A
40	高齢者住宅改造費助成金	平 7	19	5,000	4,250	△ 750	居宅で日常生活を営む上で、移動等に支障がある介護保険の要介護認定を受けている概ね 65 歳以上の高齢者又はその介護者が手すりの設置、段差の解消、トイレ・浴室等の改造を行った場合、その改造費の一部を助成する。	A	A	A

41	社会福祉施設整備資金借入金補助金	平 6	20	3,250	3,250	0	老人福祉施設を運営する社会福祉法人の施設整備借入金に対する補助等を行うことで、当該法人の施設整備の促進及び経営の健全化並びに入所者等への処遇の向上を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与する。	A	社会福祉法人施設整備借入金償還金の助成及び当借入金の利子補給金であり、県補助との関連もあり妥当とするが、社会福祉法人といえども自立運営が基本であり、今後、自前調達化に向けた自助努力が求められる。	—	—
42	社会福祉施設整備資金借入金利子補給金	平 11	15	264	216	△ 48		A		—	—
51	認可外保育施設等保育料助成金	平 26	0	0	6,429	6,429	認可保育所が不足していることから、待機児童が多数発生し、この中には、入所承諾を待てずに、やむを得ず認可外保育施設等に通っている児童が存在する。この場合、保護者は、認可保育所に通う場合より高額な保育料を負担していることが多いことから、認可保育所との保育料の差額を助成することで保護者の負担軽減を図る。	B	認可保育所が不足し、待機児童が発生している実情からみて、保育所が整備されるまでの経過措置として止むを得ないものとし、現状においては、おおむね妥当とした。 なお、県・市連携の下、「認可外保育施設指導監督基準」に則った適切な運営がなされ、不慮の事故等が発生することがないよう万全を期していただきたい。	—	—
53	私立保育所AED設置事業補助金	平 20	6	582	642	60	私立保育所が「AED」（心臓に起因する突然死の中で、特に多い心臓痙攣に対する救命手段）をリース（再リースを含む。）により設置する場合、その設置に要する経費を補助することで、子どもの安全・保護者の安心の確保を図る。	A	当面の設置・リース料の補助は、本市園児の安全・安心上の施策等からも継続止むなし。 ただし、今後の再リース等にあたっては各園自助努力による自前設置が望まれる。	—	A
56	健康づくり推進員協議会補助金	平 12	14	357	357	0	地域住民の健康づくりを目指して市民とのパイプ役として、地域に密着したより良い食生活及び総合的な健康づくり活動を進める協議会事業に対する補助。	B	「健康都市宣言」をしている本市として、事業の必要性は理解できるが、事業活動の固定化、マンネリ化は否めず、成果も今一つ見えない。勤務者層を含め広く市民にも参画できるよう事業内容を精査するなど、より新しい観点からの改善・検討の必要がある。	B	B
62	高齢者等雇用促進奨励金	平 7	19	360	360	0	市内に居住する 55 歳以上 65 歳未満の高年齢者及び障害者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付することで高年齢者の雇用の促進と生活の安定を図る。	A		—	A
63	障害者職場実習奨励金	平 7	19	175	175	0	公共職業安定所、特別支援学校、市障害者就労支援センター、公共福祉施設等の紹介により、市内に居住する障害者を 6 日間以上の職場実習に受け入れた事業主に対し、奨励金を交付することで障害者の雇用の促進と生活の安定を図る。	A		A	A
69	農林水産業の振興に関する補助金（農用地有効活用事業奨励金）	平 13	13	449	449	0	農業経営基盤強化法に基づく「農地の貸し借りの契約が成立」した場合に、土地の貸付者に対して貸付面積に応じて奨励金を支払うことで、農地の荒廃化を防ぐとともに休耕農地を減らし、農用地の有効活用を図り、緑の保全に寄与する。	B	【表 1】平成 26 年度「ヒアリング対象補助金等」に対する評価一覧、補助金番号 64 番の「評価コメント」に同じ。	B	B

71	農業近代化資金利子補給金	昭 37	52	1	1	0	農業の近代化を推進するため、必要な生産施設整備の拡充、園芸作物等の施設化と機械化を促進するため、「農業近代化資金融通法」に基づき融資を受けた資金に対する利子補給を行う。	B	同上。	B	—
79	商業団体事業運営資金利子補給金	平 24	2	245	203	△ 42	「流山市商業協同組合」が行う「流山共通ポイントカード事業運営資金」の貸し付けについて生じる利子の一部を補助することで、同組合の事業運営に要する経費の負担を軽減し、共通ポイントカードの普及、促進を図り、市内商業の振興及び市民の利便に寄与する。	B	市が事業提案を行いスタートした「流山共通ポイントカード事業」の端末機設置一時金にかかる銀行借入金に対する利子補給金であること、また平成 29 年度までの期限事業でもあることから、おおむね妥当とした。 しかし、本カード事業の成否は、カード利用加盟店数が決め手であると考えられ、加盟店数増強策などポイントカード事業基盤の強化に向けたより一層の工夫・検討を要望する。	—	—
80	商業振興共同施設維持管理費補助金	昭 61	28	2,299	2,299	0	商業環境を整備し、商業の振興及び市民の利便の向上、安全・安心なまちづくりに貢献している商店街等が維持管理する街路灯等の共同施設に係る経費（電気料等）補助。	B	当共同施設は、本市商業の振興、市民の商店利用利便の向上に合わせて、市民の安心・安全まちづくりに副次的に寄与していることは認められ、おおむね妥当とした。しかし、当街路灯等施設等の維持管理事業は、各商業団体基盤の運営そのものでもあり、その運用は自立が大原則である。さらなる自助努力により自立化に向けての改善努力が望まれる。	B	B
82	商業振興共同施設設置等事業費補助金	昭 54	35	192	81	△ 111	商店街の環境を整備し、商業の振興及び市民の利便性の向上を図るために、商店街等が実施する共同施設の設定経費等（街路灯照明の LED 化等）に対する補助。	B	同上。	A	A
83	エコアクション 21 認証登録支援事業補助金	平 25	1	0	50	50	環境関係の認証制度である ISO の取得までは必要としない市内中小零細企業者が、それに代わるものとして、比較的安い費用で認証を得ることが可能な制度で、市内中小零細企業にとっては非常に有益で、認証を受けた企業の社会的な評価も上がることが期待されている。このため、市内企業育成の観点から本制度の認証取得に要する費用を助成する。	A	本市中小零細企業に対しても、これからも推奨・奨励すべき制度であり、妥当である。 しかし、本制度は、平成 25 年度創設以来、事業実績が上がっていない。当該認証を取得した場合の具体的な効果・メリット等積極的な周知に努められたい。	—	—
84	流山市花火大会事業補助金	昭 51	38	5,000	5,000	0	流山市民の郷土愛の育成とふれあいの場の創出、市内外からの多くの来場者を迎えることで観光資源としての定着等を図る「流山市花火大会」の実施に対する補助。	A		A	A
91	保存樹木・樹林補助金	昭 48	41	1,394	1,355	△ 39	良好な環境確保及び美観、風致を維持するために、所有者と共同でみどりの保全に取り組む事業で、風景を演出する樹木や樹形が特に優れている樹木を「保存樹木」、樹木の集団を「保存樹林」として指定	A		A	A

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

103	私立幼稚園AED設置事業補助金	平 20	6	363	291	△ 72	私立幼稚園が「AED」(心臓)に起因する突然死の中で、特に多い心臓痙攣に対する救命手段)をリース(再リースを含む。)により設置する場合、その設置に要する経費を補助することで、子どもの安全・保護者の安心の確保を図る。	A	当面の設置・リース料の補助は、本市園児の安全・安心上の施策からも継続止むなし。ただし、今後の再リース等にあたっては各園自助努力等による自前設置が望まれる。	A	A
107	流山市立博物館友の会研究誌等刊行事業補助金	平 18	8	100	100	0	市立博物館事業活動の支援及び郷土文化の発展を図るため、「博物館友の会」が行う刊行事業に係る経費補助。	B	本会事業は、市民団体活動として東葛地域の歴史や文化財の啓発活動等に寄与するなど、本市市立博物館事業への側面的な支援に資するものと理解し、おおむね妥当とした。 しかし、事業内容・成果は、会員相互の親睦活動の印象は否めず、また少額とは言え長期・固定化、既得権化の流れにもある。自助努力等による自立化に向けての改善が望まれる。 なお、本事業は、市民活動団体の活動の一つでもあり、「流山市活動団体公益事業補助金」(補助金番号8)との整合性について検討する必要がある。	A	A
108	流山市・相馬市少年スポーツ交流事業費補助金	昭 63	26	450	450	0	流山市と相馬市のスポーツ団体(野球、サッカー、剣道)が行うスポーツ交流事業に要する経費の補助。	B	少年スポーツ団体による本市姉妹都市・相馬市との交流事業であり必要性は認められる。ただし、参加事業は、現在、3 団体(3 競技)に限られており、市民からの不公平感につながらないよう交流種目等事業内容の検討が必要である。	A	A
111	流山市ボーイスカウト・ガールスカウト連絡協議会活動事業費補助金	平 6	20	197	197	0	青少年健全育成の一翼を担う、市内に所属するボーイスカウト・ガールスカウトの各団体が互いに協力し合って行う、青少年健全育成のための諸活動に対する補助。	B	青少年の健全育成を目的とした活動の必要性は認められ、おおむね妥当とした。しかし、若干の改善はみられるものの、長期化、固定化にある。団体の自助努力による自立化に向け、さらなる改善・検討が必要である。	B	B
112	流山市こども会育成事業費補助金	昭 40	49	310	310	0	青少年の健全育成を図るために、「流山市こども会育成連絡協議会」の行う各種活動に対する補助。	B	子どもの健全育成を図るための活動の必要性は認められ、おおむね妥当としたが、長期・固定化、マンネリ化は否めない。事業内容を精査する等活動の活性化、魅力化等を図るとともに、未加入会員に対する対応強化等により、自立化に向けた自助努力が望まれる。	B	B
113	青少年指導センター補助員連絡協議会活動事業費補助金	昭 55	34	465	465	0	各中学校区単位の支部を組織し、青少年の非行防止活動や青少年社会環境浄化活動を実施すること で、各地域において、関係機関・団体との連携を進め、さらには一般市民との一体化した活動を展開し、青少年の健全育成を図る「連絡協議会」の事業活動に対する補助。	A		A	A

114	学校警察連絡協議会活動事業費補助金	昭 55	34	120	120	0	市内各学校並びに関係諸機関との連携を図るとともに、生徒指導の諸問題についての研修を深め、各学校における非行の早期発見と早期指導（防止）し、児童・生徒の健全な保護育成を図るための事業活動に対する補助。	A	A	A
115	流山市指定文化財保存等事業費補助金	平 4	22	438	438	0	市内に存する文化財のうち、「市文化財保護条例」に基づき指定されたもの又は認定された保持者・団体について、適正な保存管理、保護、継承を図るために要する経費補助。	A	A	A
117	少年野球事業補助金	昭 53	36	500	500	0	少年野球の健全なる発展と技術の向上を図るため、市内の少年野球 16 チームを統括し、東葛地区連盟や千葉県少年野球連盟傘下として、大会の開催及び少年野球の指導研究、指導育成を行っている団体に対する活動費補助。	B	少年スポーツ振興に寄与することは理解できるが、任意団体活動であり、本来、自主運営が基本である。自立化に向けた改善努力が必要である。 また、少年スポーツの種目が多岐に亘っている現在において、他種目団体等との不公平感につながらないよう公平・必要性等の観点からの検討も必要である。	A
119	県民体育大会出場選手派遣事業補助金	昭 57	32	1,350	1,350	0	千葉県、千葉県教育委員会及び千葉県体育協会等が主催する第 64 回千葉県民体育大会に、流山市の代表として参加する選手を市体育協会で選抜して派遣する。その費用（交通費、宿泊費、保険料）に対する補助。	A	A	A
120	少年サッカー事業補助金	昭 61	28	180	180	0	少年サッカーの健全なる発展と技術の向上を図るため、市内の少年サッカー 7 団体を統括し、大会の開催や市代表チームの派遣、指導者の養成講習会の開催等を行っている団体に対する活動費の補助。	B	少年スポーツ振興に寄与することは理解できるが、任意団体活動であり、本来、自主運営が基本である。自立化に向けた改善努力が必要である。 また、少年スポーツの種目が多岐に亘っている現在において、他種目団体等との不公平感につながらないよう公平・必要性等の観点からの検討も必要である。	A
125	水洗便所等改造資金利子補給金	昭 61	28	200	100	△ 100	「下水道法」に基づき、公共下水道供用開始区域内的の家屋は、排水設備を公共下水道に早期接続することが義務付けられているが、接続工事には多額の資金を要することから、工事資金借入れ希望者に対し、市が指定金融機関に融資を斡旋するとともに、負担軽減を図るために利子補給を行う。	A	A	A

4. 補助金等のあり方及び改善点等について

補助金等は、自治体が担う課題や行政目的を実現する一手段であり、その制度の運用に当たっては、自治体が進める各種の政策との整合性が重要であります。そして、その支出には、公益上の必要性が客観的に認められるとともに、補助対象者が「行政の手助けがどうしても必要」、自助努力をもってしても「なお足りない」といった部分に限り補助するという必要最小限の原則に基づき行われる必要があります。

また、限られた財源の中で、社会経済動向等を踏まえ、新たな事業の導入、役割の小さくなった事業の廃止・縮小など、柔軟性をもったものであるべきものと考えます。

これらのことを流山市に置き直してみますと、まず、前段の「各種の政策との整合性」の点においては、市民とのコミットメントでもある「総合計画」が策定され、条例により「市が行う政策は総合計画に根拠を置かなければならない」とこととなっていることから、現行補助金等については、市の施策体系上に位置付けられて運用されているものと理解できます。しかし、そのほかの、「公益上の必要性」、「必要最小限の補助」、また「事業の見直し」等といった点では、「C 評価（検討を要するもの）」とした補助金等はむろんのこと、「B 評価（おおむね妥当なもの）」とした補助金等であっても、改善・検討の必要があると思われるものが依然として多く見られました。

特に、平成 23 年 10 月 4 日の本審議会答申を受け、市は各部局に対し、①長期補助金については、A 評価であっても、必ず何らかの見直しを行うこと。②団体の自立を促し、補助金は運営費補助ではなく、事業費補助に限定すること。③補助団体において、使用目的のない多額の繰越金がある場合は、一時的に補助金をやめることを検討することなどを内容とする指示を出しています。

今回諮問を受け、本審議会としては、そういった点にも注視し、審査した結果として、特に次の点についての改善・検討を要望いたします。

（1）長期補助金等について

平成 26 年度で 20 年以上の長期補助金等は、全体では 128 件中 56 件（約 44%）となっていますが、これを市単独補助金等で見ると 93 件中 48 件（約 52%）と実に半数以上が 20 年を超えている状況にあります。（1－（3）参照）

むろん、長期補助金等をすべて問題視するわけではありませんが、補助金等のみならず、すべての事務事業の長期化は、その説明の如何にかかわらず、固定化・マンネリ化感が出てくることは否めません。しかも長期化している補助金等に係る「実行プラン」をみますと、その多くが従来の事業内容のままで、「必要である」、「寄与している」といった理由のみで、漫然と継続されている（と思われる）ものとなっています。それぞれ必要性があることから継続実施されてきているものと理解はしますが、社会情勢の変化や市民ニーズの変化等に対応した事業内容となるべき見直しはその多くに見られませんでした。

「実行プラン」の策定等に当たっては、（すべての補助金等に共通することでもあります）特に長期化している補助金等で引き続き継続実施する必要性があるものについては、“社会情勢の変化に伴う新しい市民ニーズ等が組み込まれているか”、“ニーズの低い事業種目は廃止・縮小されているか”などについて常に検証し、見直しを

行い、固定化・マンネリ化感の払しょくに努めていただきたいと思います。

(2) 特定の団体等への補助金等について

特定の団体等への補助金等は、特に公平性の面で注意を払う必要があり、しかもこれが長期補助となれば既得権化するとともに、固定化・マンネリ化感が加わり、なおさらとなります。長期補助で、固定化等がみられる特定の団体等への補助については、(1)の検討に加え、公募制の導入の適否などを検討することも必要でしょう。

また、「実行プラン」では、特定の団体等の「運営の安定に資する」、「経営の安定に資する」といった表現が多くみられますが、事業等の運営は自立が基本です。

団体等の経営の安定が必要なことは誰しもが認めるところではありますが、先に述べたように、補助金等の支出は、補助対象者が、「行政の手助けがどうしても必要」、自助努力をもってしても「なお足りない」といったものに限られるべきものであります。

したがって、特定の団体等への補助金等の交付に当たっては、目的、経費の使途、具体的効果等について点検・検証するとともに、自助努力による財源確保を求め、その上で必要最小限の交付となるようさらに努めていただきたいと思います。

(3) 漸増する補助金等について

補助金等の中には、補助対象人員等に連動して金額が増減するものがあります。

流山市は若年者人口の増加と相まって、小児等人口が増加していますし、その一方で高齢者人口も当然のごとく増加しており、必然的に、これらに関連する各種の対策等経費は毎年度増加していくこととなるでしょう。つまり、このことは、当然のごとく関連する補助金等にも影響することとなり、今後漸増していくことが十分に予想されます。

その多くが市民生活に直結するものであることは十分に理解いたしますが、市の財源に限りがある中で、自然増的に経費が増加していくことへの対応策の検討は避けて通れないことだと思います。

事業のあり方とともに、先行きの財政負担等を見据えた検討を不断に行っていただきたいと思います。

以上、改善・検討点として大きく三点を挙げましたが、そのほかにも従来からいわれている3M(ムリ、ムラ、ムダ)の排除、スクラップ&ビルドの徹底、費用対効果などを常に検証・チェックしていく必要があることはいうまでもありません。

さらに、もう1点つけ加えますと、自治体の歳出で、近年急速に増えてきているのが、国から事実上義務付けられた行政サービス、つまり国と費用を負担しあう医療や介護、生活保護、子育て支援などの国の補助事業で、その占める割合が年々増加してきていることです。このことは、厳しい財政状況の下、歳出総額を増やせない地方自治体の事業執行にいずれ影響を及ぼすことになり、自治体が単独で行う行政サービスの事業等にしわ寄せがくるのではないかと危惧されているところです。

流山市でも、補助金等予算額が年々増加傾向にあり、これを国・県補助金等と市単独の補助金等とに分けてみますと、明らかに国・県補助金等は増加してきていますが、

市単独の補助金等には、さほど変化が見られません。(1の(1)及び(2)参照)

まさしく同様の傾向にあることが窺えます。

市単独の補助金等にさほどの変化がないということは、流山市が「適正化システム」に基づき、その適正執行に努めている証左ともいえますが、その一方で、国・県補助金等が増加しているということは、(10分の10の補助金等を除き)必然的に市の負担額も増えているということです。

特に国の政策において、国民生活に直接関連する国庫補助金等は、今後もさらに増加していくことが想定されます。つまり、このことが続いていくとすれば流山市においても危惧されるような問題が起こる可能性があるということには留意しておく必要があると思います。

おわりに

今回の答申に当たり、市関係部局のご協力と真摯な対応について深く感謝申し上げます。

改善すべき点としても触れましたが、「実行プラン」の作成あるいはその説明等については、依然として改善を求めたいところが多々ありますが、一方で、本審議会のこれまでの答申等を真摯に受け止め、改善・検討を行っている部局も多く見られるようになりました。

また、今回の評価で、その必要性等を多くが認め、「A評価(妥当なもの)」とした補助金等でも、その中には、長期補助となっているものや、特定の団体等への補助、また、4の(3)で述べたように、事業の性質上、予算額が漸増していく可能性があるものが多くあることも併せて申し添えておきます。厳しい財政状況の下、今回の本審議会における高い評価に胡坐をかくことなく、3M(ムリ、ムラ、ムダ)の排除は当然のこと、“サンセット方式”の検討などを含め、長期的視点に立った経費抑制策等について不断に検討されることを期待いたします。

補助金等の適正化については、各自治体においてもすべからず取り組んでいる大きな課題であり、終わりはないものと思います。今回の本審議会の意見等については、これを十分に斟酌され、気を緩めることなく、引き続き補助金等の適正交付に当たられるよう切望いたします。

平成 26 年 10 月 1 日

流山市補助金等審議会

会 長 山口今朝勝
副会長 西村象六
廣田有里
大久保まり子
川勝哲
中村秋子
光川眞壽